

## あおもり循環型社会推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、あおもり循環型社会推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、青森市内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が協働して取り組む機運づくりを推進するため、廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの推進等の事業を行い、もって青森県の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の不法投棄の未然防止の推進及び原状回復に関すること。
- (2) 廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (3) 廃棄物のリサイクル等3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同する団体を会員として構成する。

2 会員は、特別会員及び一般会員とし、その資格は別に定める。

### (会員の入退会等)

第6条 協議会の会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 協議会を退会しようとする会員は、理由を付して会長に退会届を提出しなければな

らない。

- 3 会員が会費を1年以上滞納したときは、退会したものとみなす。
- 4 会長は、会員が協議会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、役員会の承認を得て除名することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 5名以内
- (4) 監事 2名

(役員の任務)

第8条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順によってその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を処理する。
- 4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(役員の選任)

第9条 会長、副会長及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は、会員の中から会長が指名する。

(役員の任期等)

- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回以上、会長が招集して開き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他総会が必要と認める事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 役員会は、毎年1回以上会長が招集して開き、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算の一部変更
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 規約細則の制定に関する事項
- (5) その他事業の運営上会長が必要と認める事項

(議長)

第13条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第14条 総会及び役員会の議決及び決定は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び役員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第11条第3項及び前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱する。

(経費の支弁)

第16条 協議会の事業に要する経費は、会費、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第18条 協議会を解散しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第19条 協議会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て、協議会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(補足)

第20条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年5月31日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員は、第9条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

- 3 協議会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、平成18年5月31日から平成19年3月31日までとする。